

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器機器ハッチ用シールドブロックの移動時、通常停止位置の動作不良（約300mmのズレ）が認められたため、対応検討	D	
2	1号機	放射線管理月報の測定値確認時、外部放射線に係る測定値の内、油ドレン処理建屋他1地点の表面汚染密度及び空气中放射性物質濃度の検出限界濃度算出（H17年6月よりH18年10月まで）に誤りが認められたため、対応検討	B	
3	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-15）アキュムレータ充填水入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	1号機	原子炉建屋補機冷却水系熱交換器（C）において、チューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
5	2号機	計器設定に関する確認において、廃樹脂貯蔵タンク水位検出器等（3台）の計器仕様表記載の測定範囲等に誤記が認められたため、対応検討	C	
6	2号機	復水回収タンク水位調整弁において、グランドリーク（1秒／1滴）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	プロセス計算機アラームタイパの打出しに異音及びプラントデータ（OD）タイパの定時打出し時に異音が認められたため、当該各プリンタを点検・修理	D	
8	4号機	燃料取替機の燃料つかみ具位置検出装置外観点検時、ケーブル処理機構アームの回転角制限板に変形が認められたため、当該回転角制限板を修理	D	
9	6号機	非常用スイッチギヤ室冷却装置用冷水ポンプドレン弁の点検時、弁体当り不良が認められたため、当該弁一式を交換	D	
10	6号機	非常用スイッチギヤ室冷却装置用冷水ポンプベント弁の点検時、弁体当り不良が認められたため、当該弁一式を交換	D	
11	6号機	非常用スイッチギヤ室冷却装置用膨張タンク計装用空気系電磁弁前弁の点検時、弁体当り不良が認められたため、当該弁一式を交換	D	
12	6号機	非常用スイッチギヤ室冷却装置用膨張タンク計装用空気系電磁弁後弁の点検時、弁体当り不良が認められたため、当該弁一式を交換	D	
13	6号機	非常用スイッチギヤ室給気処理装置用ウォータクーリングコイルベント弁の点検時、弁体当り不良が認められたため、当該弁一式を交換	D	
14	6号機	屋外硫酸第一鉄注入装置付近において、消火系配管の保温材の一部に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
15	6号機	廃棄物処理設備の濃縮廃液ポンプ（A）計量タンク（A）連絡弁の点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
16	6号機	廃棄物処理設備の濃縮廃液ポンプ（A）計量タンク（A）連絡弁の点検時、駆動部上部ブッシュ部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで